

C 幼児教育・保育の無償化

（認可外保育施設等利用分）ご案内

1. 対象となる方

(1) 以下の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

- ◆ 県に届出を行い、*国が定める基準を満たす認可外保育施設に在園（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用を含む）し、かつ原則、名張市に住民登録がある3・4・5歳児。

（* R6. 9.30まで5年間の猶予期間が設けられています）

- ・ 名張市外の認可外保育施設等に通園する場合も対象となります。
- ・ 名張市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

- ◆ 共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた児童

- ・ 0～2歳児までの市民税非課税世帯の児童も、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

(2) 保育を必要とする事由や認定区分については、下記をご確認ください。

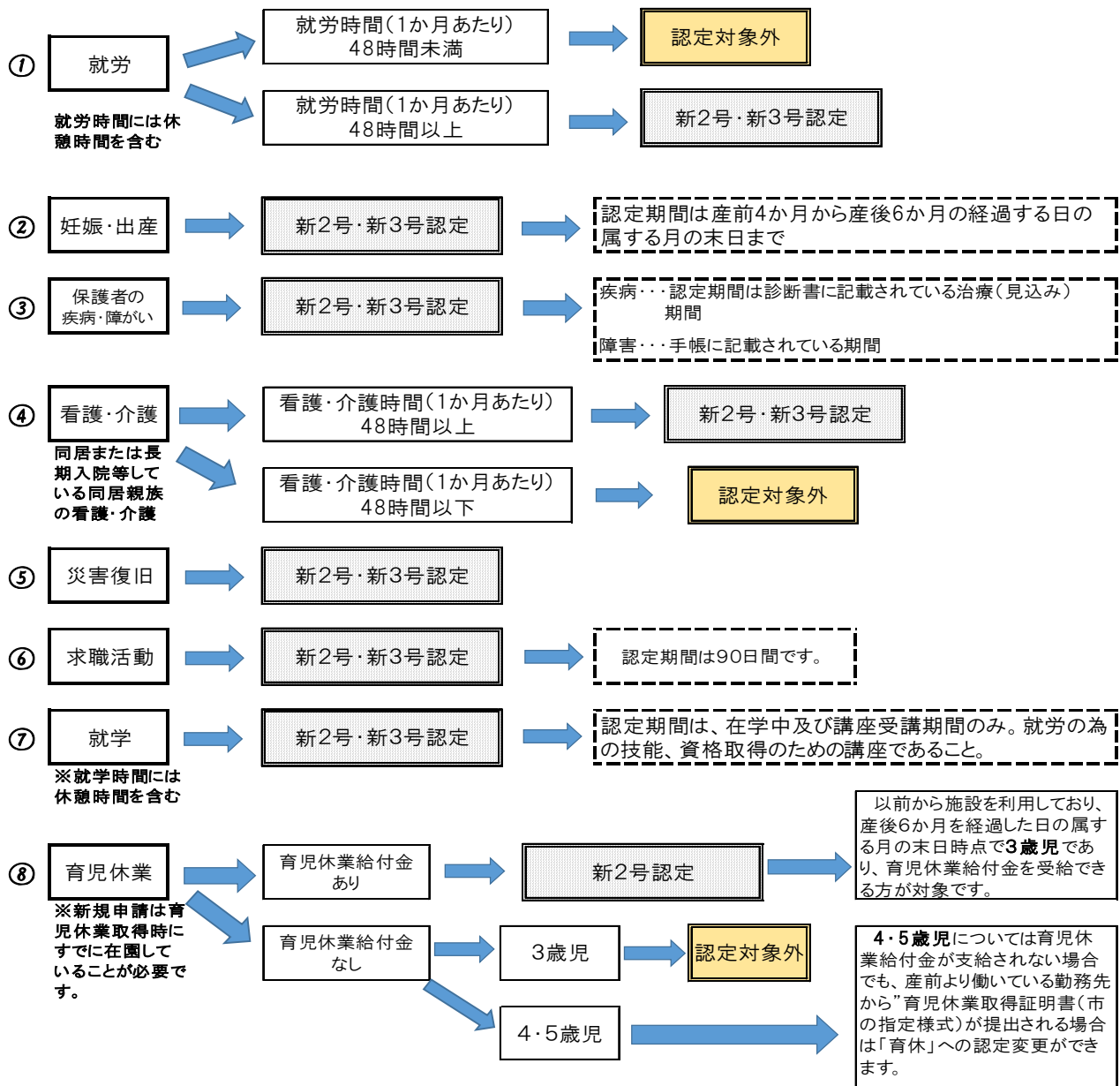
※保育を必要とする事由

保育を必要とする事由			無償化対象となる期間
①	就労	保護者が日常、家庭外での仕事や、家庭内での家事以外の仕事をしているため、保育ができない場合(収入を得ることを目的とするものに限り) <u>※1か月48時間以上の労働</u>	最長、就学前まで
②	妊娠・出産	母親が出産前後のため保育ができない場合	出産予定日4か月前から出産後6か月を経過する日の属する月の末日
③	保護者の疾病・障がい	保護者が疾病、負傷または障がいがあるため、保育ができない場合	診断書の場合は記載されている治療（見込み）期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間、手帳の場合はその期間
④	看護・介護	同居の親族に長期にわたる病人や、障がいのある人がいて、保護者がいつもその看護・介護にあたっているため保育ができない場合 <u>※1か月48時間以上の看護・介護</u>	
⑤	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害によって家を失い、または破損し、その復旧のため、保育ができない場合	災害復旧まで
⑥	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	最長90日間
⑦	就学	学校教育法に定める学校等、又は公共職業能力開発施設等に通学している場合。 <u>※1か月48時間以上の就学</u>	学校等に通っている期間
⑧	育児休業	産後6か月を超え、その後も育児休業を取得する場合(以前から当該施設を利用している場合のみ)	育児休業を取得する間
その他、上記に類する状態として市長が認める場合			市長が認める期間

※上記の事由によって認定されても、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は認定対象外となります。また、認定には有効期間があり、その満了後、引き続き無償化の対象となるためには、再度認定の申請をしていただく必要があります。

給付認定区分フローチャート

このチャートに従って、当てはまる給付認定区分を確認してください。



※保育を必要とする認定区分

施設等利用給付認定について

区分	保育の必要性	対象となるクラス又は時期	無償化対象となる事業(費用) (※無償化認定のためには申請が必要です)
新2号	あり	・3～5歳児 (年少～年長児)	・県に届出のある認可外保育施設等の利用料 ・預かり保育料
新3号	あり	・0～2歳児 (市民税非課税世帯のみ)	・県に届出のある認可外保育施設等の利用料 ・預かり保育料

「幼児教育・保育の無償化」では、保育の必要性の認定を受けた児童が対象です。なお、「施設等利用給付認定」は上記のとおりですので、フローチャート等を確認のうえ、必ず手続きをしてください。

2. 対象となる費用、無償化上限額及び算定方法

◆制度概要(A3カラーのチラシ)をご覧ください。

3. 保育の必要性の認定（給付認定）に必要な書類

(1) P6・7の記入例に基づき申請書B(オレンジ)に記入、押印のうえ、別紙一覧に記載の証明書類とみどりの封筒に入れたマイナンバー提出用紙をあわせて提出してください。

(2) 保育を必要とする事由に関する証明書等が必要です。必要書類は各家庭状況により異なります。

◆保護者の就労状況等を確認するため、いずれかの証明書等を提出してください。

(原則、18歳以上65歳未満の同居者全員分が必要です。)

◆保育の必要性を証明する書類は要件によって異なりますので、要件を確認の上、必要に応じた用紙を市役所保育幼稚園室か保育施設等でもらってください。

また、名張市ホームページからもダウンロードできます。(<https://onl.la/UVJdcYT>)

◆記入の仕方は各種証明書類の裏側または右側のQRコードからご確認ください。



◆証明書等の内容について、事業所等に訪問・電話等で確認させていただく場合があります。証明内容に虚偽があった場合は、認定が取消しになり、無償化の対象外となることがあります。

(3) 保育所等利用申し込み等の不実施にかかる理由書

(4) 個人番号確認票(マイナンバー提出用紙)

◆保護者(父と母または家計の主宰者)と児童のマイナンバー(マイナンバーカード等の写し)が必要ですので、申請書の提出者(持参者)の身分証明書の写しとともに所定の封筒に入れ、必ず封をして提出してください。
記入例をよく読んで記入、貼り付けしてください。

必要書類の未提出や添付書類に虚偽があった場合は、認定を取消すことがあります。

4. 現況確認について

給付認定を受けた方は、保育の必要性の確認が必要なため、年に1回程度、現況確認を行います。

【別紙】保育が必要な理由を証明する書類

各種様式
記入例はこちら



※就労先事業者等の証明者に無断で作成又は改変を行った場合は刑法上の罪に問われる場合があります。
※提出書類に虚偽があった場合は認定取消をする場合があります。(保育の利用ができなくなります。)
※利用開始時点から概ね2カ月以上保育を必要とする理由を証明したもの。

保育が必要な理由		提出書類	注意事項
A. 会社などに勤務している場合(内定含む)		☐ 就労証明書の原本(内定を含む)	※月48時間以上の就労が必要です。48時間未満の場合は求職中扱いとなります。
親族が代表を務める株式・合同会社等に勤務の場合		☐ 就労証明書の原本(内定を含む) ☐ 源泉徴収票 (※源泉徴収票・保険証は就労証明書の裏面に貼付)	○源泉徴収票がない場合は本人が被保険者の社会保険証の写し ◆上記書類等がない場合は、源泉徴収票又は社会保険証の写しの代わりに給与支払明細書3か月分・会社代表者の就労証明書及び法人事業概況説明書の表・裏の写しの提出。
B. 自営業	①保護者が事業主又は同居親族の場合	☐ 自営業申立書 ☐ 申立書下部記載資料	◆申立書下部記載資料がない場合は、開業届及び事業の収支が分かる収支明細書等3か月分を年2回提出。
	②保護者が事業主又は専従者以外の場合	☐ 事業主の自営業申立書 ☐ 申立書下部記載資料 ☐ 保護者の源泉徴収票等	○源泉徴収票がない場合は保護者の確定申告書又は市民税申告書の写し ◆上記書類がない場合、給与支払明細書3か月分を年2回提出。
C. 農業	①事業主が保護者又は同居親族の場合	☐ 自営業申立書・確定申告書 ☐ タイムスケジュール・直近3か月分の出荷明細(又は売り上げ明細)	◆確定申告書の写しがない場合は、収支明細書3か月分を年2回提出。
	②保護者が事業主又は専従者以外の場合	☐ 事業主の自営業申立書 ☐ 申立書下部記載資料 ☐ タイムスケジュール・直近3か月分の出荷明細(又は売り上げ明細) ☐ 保護者の源泉徴収票又は申告書類	◆保護者の源泉徴収票又は他の申告書類の写しがない場合、給与支払明細書3か月分を年2回提出。
別居親族のB.自営業又はC.農業	別居親族の自営業又は農業に従事している場合	☐ 就労証明書の原本 ☐ 保護者の源泉徴収票又は確定申告書の写し	◆保護者の源泉徴収票又は確定申告書の写しがない場合、給与支払明細書3か月分を年2回に加えてB・Cそれぞれに必要な下記資料を提出。 B(自営業)→事業主の自営業申立書・申立書下部記載資料。 C(農業)→タイムスケジュールと直近3か月の出荷明細。
◆の書類は、開業及び就労開始1年以内の場合のみ提出可となるものです。年度末には必ず確定申告を済ませてください。(次年度現況確認で提出していただきます。)			
D. 内職	・3歳児以上のクラスに在籍の場合のみ	☐ 就労証明書の原本(内定を含む) ☐ 直近3か月分の発注票・請求書・明細書等収入のわかるもの	※内職業者からの証明が必要です。 ★保育短時間のみ利用可能です。

【別紙】保育が必要な理由を証明する書類

各種様式
記入例はこちら



※就労先事業者等の証明者に無断で作成又は改変を行った場合は刑法上の罪に問われる場合があります。

※提出書類に虚偽があった場合は認定取消をする場合があります。(保育の利用ができなくなります。)

※利用開始時点から概ね2カ月以上保育を必要とする理由を証明したもの。

保育が必要な理由		提出書類	注意事項
E. 妊娠・出産		☐ 母子健康手帳の表紙・出生証明書又は出産予定日のわかるページ (指定の手帳等貼付用紙へ貼付)	★保育利用可能期間は、産前4カ月前から産後6カ月間に限ります。その後も保育利用希望の場合、再度、新規申込が必要です。
F. 保護者の 疾病・障がい		☐ 診断書(市の指定様式のみ可) ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し(手帳貼付用紙へ貼付)	★保育利用可能期間は記載内容により変わります。
G. 同居親族の 介護・看護		☐ 手帳の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)又は診断書 ☐ タイムスケジュール	○上記と同様の手帳が未交付の場合は、診断書が必要です。 ○介護の場合→介護が必要な方の介護保険被保険者証(要介護度等記載ページ) 介護の従事時間に福祉サービスの利用時間は含まれません。
H. 災害復旧		☐ 罹災証明書	
I. 求職活動 起業準備		☐ 確約書 ☐ タイムスケジュール(起業準備のみ)	○起業準備の場合は、確約書に加えてタイムスケジュールが必要です。 ★保育利用可能期間は最長90日です。期間内に就労が決定しない場合は退所となります。保育利用時間は短時間のみです。
J. 就学 技能習得		☐ 学生証の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)又は在学証明書 ☐ 合格通知(これから就学される方) ☐ 受講証明書等の受講期間・時間・受講回数等が分かるもの ☐ タイムスケジュール	※学生証の写し又は在学証明書は在学期間が記載されていること。 ※趣味の講座・カルチャースクールなどは認められません。

2024年度

提出日 年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

名張市長 宛

名張市福祉事務所長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

- ※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		令和 6 年 4 月 1 日					
保護者	フリガナ	※名張市に住民票がある方で 給付を要領する(振込先の)保護者の氏名を記入してください。 ※ 自費の場合は印は不要です。		申請 子ども との続柄	父				
	氏名	印				居住地	〒 518 - 0701 名張市鴻之台 1 番町 1 番地		
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		生年月日			昭和 57 年 4 月 1 日			
	① 090-***-***	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	② 090-***-***	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	個人番号 (マイナンバー)	※別添の個人番号確認票（マイナンバー提出用紙）に必要事項を記入等の上、専用封筒に封入し提出してください			
子ども申請	フリガナ	ナバリ ジロウ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 -	個人番号(マイナンバー)			
	氏名	名張 二郎					※別添の個人番号確認票（マイナンバー提出用紙）に必要事項を記入等の上、専用封筒に封入し提出してください		
いずれかにチェック及び記入してください									
認定種別	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)					左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。			
	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)								
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。 いずれかにチェック及び記入してください					☐ 市民税非課税に該当			
	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ）	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他（ ）
	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ）	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他（ ）

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

該当の場合は記入してください

認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

- ※2, 3. 名張市以外の住所である場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年(前年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父

いずれかにチェック及び記入してください

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日		親・祖・子・祖・元 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳	
	1	ナバリ タロウ 名張 太郎	父	個人番号	※別添専用用紙をご使用ください		名張センター	☐ 有
	2	ナバリ ハナコ 名張 花子	母	個人番号	※別添専用用紙をご使用ください		(株)名張	☐ 有
	3	ナバリ イチロウ 名張 一郎	兄	個人番号	※別添専用用紙をご使用ください		鴻之台小学校	☐ 有
	4	ナバリ タイチ 名張 太一	祖父	個人番号	※別添専用用紙をご使用ください			☐ 有
	5	ナバリ ウメ 名張 梅	祖母	個人番号	※別添専用用紙をご使用ください			☒ 有
	6	ナバリ モモコ 名張 桃子	おば	個人番号	※別添専用用紙をご使用ください		(株)名張	☐ 有
	7			個人番号	※別添専用用紙をご使用ください			☐ 有
					大正 昭和 平成 令和		年 月 日	

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 ー ー ()
施設名		利用開始予定日	R6 年 4 月 1 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	いずれかにチェック及び記入してください	所在地	利用開始予定日
こども園〇〇	☒ 認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒518-〇〇〇〇 名張市〇△ TEL: ー ー	令和 6 年〇月〇日
	☐ 認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	☐ 認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	☐ 認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労	就労 種別	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 → ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 → ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()
	通勤手段 ・ 時間	バス・自動車・電車・その他 () 全てに○をつけて下さい。	バス・自動車・電車・その他 () 全てに○をつけて下さい。
	前年1月 1日以降 の転職		
該当する「保育を必要とする理由」に チェック及び記入してください			
妊娠・出産 (申請時点)			
疾病・障害 等			
介 護 ・ 看 護	被介護者名		
	傷病・障害名		
受診等 の状況			
災害復旧			
求職活動等			
就 学	通学手段 ・ 時間	徒歩・自転車 ※複数手段がある場合 通学時間 約 分 (往復時間を記入)	徒歩・自転車 ※複数手段がある場合 通学時間 約 分 (往復時間を記入)
	就学 の 目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
	卒業後 の予定	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月
その他	保育を行うことが困難と認められる内容 育休中の方は、その他欄に記入してください。		

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1 居宅外で就労されている方 (予定を含む) 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	名張市では所定の様式をご使用、 ご提出いただく必要があります。 別添、説明書類をご確認の上、必 要な書類を添付し提出してください。
2 出産前後の方	
3 保護者が病気の方	
4 保護者が障害をお持ちの方	
5 保護者が介護している方	
6 保護者が求職中の方	
7 保護者が学校に在学中の方	
8 育休中の方	
9 認可外保育施設を利用される方	

※以下、市記載欄のため記入不要です。

本人確認	☐ 代理人	マイナンバー確認	確認者	提出先
☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他 ()		☐ マイナンバーカード ☐ 通知カード ☐ 住民票 ☐ その他 ()		☐ 市役所 ☐ 教育・保育施設 ☐ 郵送